

下水道事業の概要

本町における下水道事業は、町民の生活環境の向上を目的として、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業により実施しています。

公共下水道事業については、昭和53年度に「斜里町公共下水道事業基本計画」を策定し、事業に着手しました。その後、管渠整備及び処理場建設を進め、昭和62年10月に一部供用を開始しました。以降、整備の進捗に合わせて処理区域を拡大し、管渠整備及び処理場の増設を行い、平成5年度には2系列目の供用を開始しています。

特定環境保全公共下水道事業については、平成8年度に「斜里町ウトロ地区特定環境保全公共下水道事業計画」を策定し、事業に着手しました。その後、管渠整備及び処理場建設を進め、平成14年4月に一部供用を開始しました。以降、整備の進捗に伴い処理場の増設を行い、平成21年度には2系列目の供用を開始しています。

なお、令和6年4月1日には、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。

項目	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
供用開始年月日	昭和62年10月1日 (供用開始後37年6か月)	平成14年4月1日 (供用開始後22年0か月)
法適(全部・財務)・非適の区分	法適用(財務)	法適用(財務)
行政区域内人口	9,307人	1,081人
処理区域内人口	7,206人	892人
水洗化人口	6,844人	813人
普及率(水洗化率) (現在水洗便所設置済人口/ 現在処理区域内人口)	94.98%	91.14%

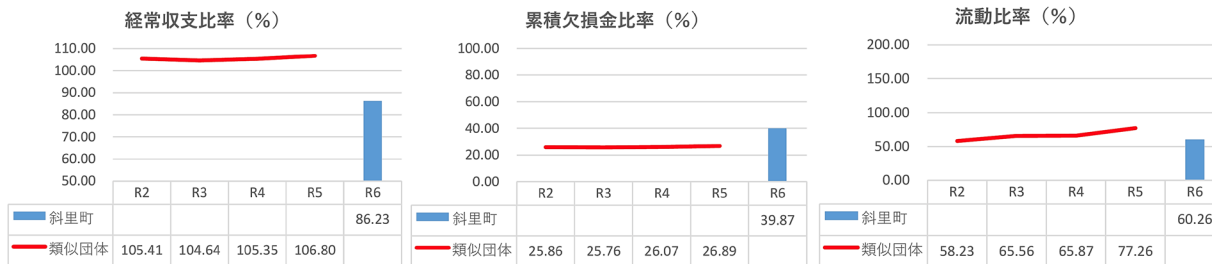
現状分析

収益性：経常損失が生じており、収益基盤は脆弱な状況にあることから、使用料改定や経費節減策の実行など、改善に向けた取組が不可欠となっています。

安全性：流動比率が低く、短期的な資金繰りに課題がある状況です。また、債務水準は高止まりしており、人口減少や金利上昇を踏まえると財務リスクへの対応が必要です。

効率性：災害等に対する備えや観光需要の変動への対応として、一定程度の施設能力を確保しているため、施設利用率は低い状況にあります。

施設の老朽度：下水道事業の供用開始が昭和62年度であることから、50年経過管は存在しませんが、処理場設備の老朽化が進行しているため、経営状況と整合した計画的な更新を行っていく必要があります。



※全国平均 (R5 公共下水道事業) : 105.91%

※全国平均 (R5 公共下水道事業) : 3.03%

※全国平均 (R5 公共下水道事業) : 78.43%



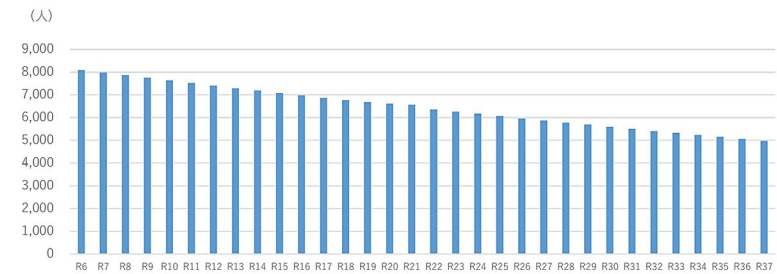
※全国平均 (R5 公共下水道事業) : 97.81%

※全国平均 (R5 公共下水道事業) : 58.94%

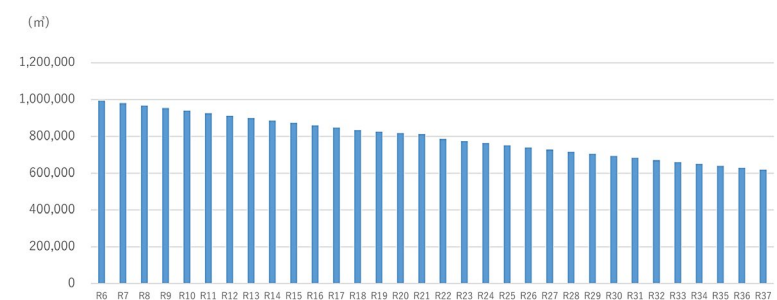
※全国平均 (R5 公共下水道事業) : 41.09%

将来の事業環境

処理区域内人口：令和7年度の見込値が7,982人であるのに対して、令和37年度の予測値は4,976人となり、30年間で約38%減少する予測結果となっています。



有収水量：令和7年度の見込値が980,626m³であるのに対して、令和37年度の予測値は618,673m³となり、30年間で約37%減少する予測結果となっています。



使用料収入：現行の使用料水準を前提とした場合、令和7年度の見込値が188,577千円であるのに対して、令和37年度の予測値は120,402千円となり、減少率は約36%を想定しています。令和11年度に20%、令和15年度に15%の改定を実施した場合、使用料収入は232,396千円まで増加する見込みです。また、令和37年度の予測値は166,155千円となり、令和7年度の見込値に対して、約12%の減少を想定しています。



【参考】現行の使用料水準を維持した場合と令和11年度に20%、令和15年度に15%の改定を実施した場合の収支見通し
使用料改定を実施しなかった場合、赤字が継続し、累積欠損金は令和17年度に327,985千円に達します。令和11年度に20%、令和15年度に15%の改定を実施した場合、単年の収支はおおむね黒字を維持し、累積欠損金は令和17年度までに解消できる見込みです。

